

総括原価方式による電気料金認可制度と 日本発送電株式会社の企業統治 —会計行動の側面から—

北 浦 貴 士

はじめに

(1) 課題の設定

本稿の目的は、総括原価方式による電気料金認可制度が日本発送電株式会社（以下、日発とする）の企業統治に与えた影響を会計行動の側面から明らかにすることである。

日発は、1938年3月に成立した電力国家管理関連法（電力管理法・日本発送電株式会社法・電力管理ニ伴フ社債処理ニ関する法律・電気事業法中改正法律）に基づいて、1939年4月に設立された民有国营電力会社である¹。日発設立は、既存電気事業者からの現物出資によって行われた。それと同時に、監督官庁としての電気庁が発足した。いわゆる「第1次電力国家管理」である。その後、電力不足に対応する形で、電気事業者による日発への再度の現物出資と9配電会社の設立、電気庁の廃止を伴った「第2次電力国家管理」が1941年から1942年にかけて実施された²。最終的に日発は、1951年5月1日に実施された電気事業再編成によって解散することとなった。

日本において電気料金認可制度は、「電力戦」と呼ばれる1920年代の電力会社間の激しい大口需要家争奪戦への対応から改正された1931年の改正電気事業法によって導入され、そのシステム自体は現在まで維持されている。現在の電気料金認可制度の特徴は、電気事業者の電気供給に要した費用を基礎として電気料金を決定する「総括原価方式」を採用している点にある。総括原価方式による電気料金認可制度は、電力会社の経営行動にどのような影響を与えたのだろうか。既に先行研究において、料金認可制度は1900年代前半において、電力会社を含めたアメリカの公益事業会社の経営行動に次の影響を与えた点が明らかになっている。1つは、料金認可制度における会計方式に対応する形での予算制度の展開である³。もう1つは、経営者がより高い料金を設定し、自社の利益と自分の富を増加させるため、営業費用、減価償却費、基準資産額を多額に計上する動機をもった点である⁴。その結果、経営者がその会社にとって最も有利な料金をもたらす会計手続きを適用できるように、政府に対するロビー活動を行うインセンティブを持つようになったといわれ

る⁵。

そこで本稿においては、日発を事例に、料金認可制度が日発の会計行動に与えた影響を考察する。日発は、1883年の東京電灯設立から現在に至る電力業の歴史の中で、唯一の国営独占電力会社であるため、その研究蓄積は厚いが⁶、上記課題からの研究は管見の限り存在しない。現在、料金認可制度に注目が集まる中で、日発の企業統治を会計行動の側面から考える意義は大きいと考える。

(2) 1931年～1938年の料金認可制度と電力会社の減価償却行動

本論に入る前に、1931年～1938年の料金認可制度と電力会社の減価償却行動との関係を検討する。1931年の電気料金認可制度を導入した際に問題となったのは、適正な電気料金の決定であった。そのため、通信省電気局は1932年に「電気料金認可基準」を作成し、1933年に電気委員会において決定した⁷。ここでは、「電気供給事業ノ総括原価額ヲ決定シ」、それに基づいて電気料金を決定するといういわゆる「総括原価方式」が採用された。総括原価額は減価償却費、営業費、電気事業者の利得（＝（公債ないし地方債の利回り＋2%）×事業財産の評価額）の合計金額であった。「電気料金認可基準」は次の2つの点に注目できる。

まず、総括原価額の算定にあたって、予算（予想）の概念を導入している点である。例えば、営業費の算定については、「営業費ハ事業運営ノ為必要且妥当ナル額ヲ基準トス」とし、その上で「妥当ナル費額ヲ算定スルニハ凡ソ同一類型ノ事業間ニ於ケル過去ノ実績ニ基キ漸次之ヲ標準化スベキモノトス」としている⁸。

また、「電気料金認可基準」の減価償却費に関する規定は具体的な償却方法を明記している。「料

金査定ノ基礎トシテハ発電、送電及配電設備ニ大別シテ耐用年限及残骸価格ヲ推定シ、需用者ノ償却費負担ヲ均等公平ナラヌム様複利計算ニ依リ各年均分スルヲ以テ目的ニ適フモノトス」と定め⁹、料金認可の基準となる減価償却方法として複利償却法を採用した¹⁰。一方で減価償却計算の基礎となる耐用年数や残存価額について、「電気料金認可基準」は各社の見積もりに委ねている。

しかし1933年の「電気料金認可基準」における減価償却方法の明示は、電力会社の減価償却行動に影響を与えなかったと思われる。まず、当時日本最大の電力会社であった東京電灯では、1928年6月以降、総資産の増加金額に基づく減価償却計算が1つの基準となっていた¹¹。その後、東京電灯は減価償却方法として、1935年11月に新たに定額法を採用している¹²。東京電灯に次ぐ規模を誇っていた東邦電力もまた1926年～1939年まで事業総収入を基礎とした減価償却方法が1つの基準となっていた¹³。ここから通信省電気局の「電気料金認可基準」の制定自体は、1931年～1938年の東京電灯及び東邦電力の減価償却行動に直接的に影響を与えなかったといえよう。

2. 経営状況及び資金調達

(1) 収益性及び配当政策

まず、表1から日発の収益性を分析したい。政府補給金前減価償却前利益に基づく総資産利益率（表1のROA2）について戦時期と戦後期を比較すると¹⁴、戦時期がわずかに高い。さらに、戦時期を第二次国家管理が始まる1941年9月期以前と以後に分けて分析すると、以前の時期の総資産利益率（ROA2）が1.9%であるのに対して、以後の時期（ROA2）が2.8%に上昇している。政府補給金後減価償却前利益に基づく総資産利益率

表1 日発の収益性と配当政策

決算期	ROA1	ROA2	配当率	配当性向1	配当性向2
1939年9月	3.8%	3.8%	4%	71.3%	71.3%
1940年3月	3.4%	-0.7%	4%	74.9%	—
1940年9月	3.7%	3.7%	4%	62.5%	62.5%
1941年3月	3.3%	0.6%	4%	65.5%	348.5%
1941年9月	4.3%	3.8%	6%	70.1%	80.3%
1942年3月	5.9%	5.1%	6%	66.9%	76.4%
1942年9月	4.6%	4.6%	6%	64.5%	64.5%
1943年3月	4.2%	2.3%	6%	62.8%	114.6%
1943年9月	4.2%	4.2%	6%	61.2%	61.2%
1944年3月	4.6%	2.8%	6%	55.0%	90.3%
1944年9月	4.5%	2.3%	6%	53.4%	103.5%
1945年3月	4.4%	0.4%	6%	51.8%	633.5%
1945年9月	1.5%	-0.7%	0%	0.0%	0.0%
1946年3月	1.6%	0.6%	0%	0.0%	0.0%
1946年9月	1.6%	1.6%	0%	0.0%	0.0%
1947年3月	-1.2%	-1.2%	0%	0.0%	0.0%
1947年9月	5.1%	5.1%	5%	25.6%	25.6%
1948年3月	2.0%	2.0%	0%	0.0%	0.0%
1948年9月	1.5%	1.5%	0%	0.0%	0.0%
1949年3月	1.1%	1.1%	0%	0.0%	0.0%
1950年3月	2.6%	3.6%	8%	20.2%	14.6%
1951年3月	2.7%	2.7%	10%	25.5%	25.5%
戦時期平均	4.0%	2.5%	4.9%	58.4%	101.9%
～41/3	3.6%	1.9%	4.0%	68.6%	25.1%
41/9～45/9	4.2%	2.8%	5.3%	54.0%	136.0%
戦後平均	1.9%	1.9%	2.6%	7.9%	7.3%
戦後・配当実施期平均	3.5%	3.8%	7.7%	23.8%	21.9%
46/3～47/3	0.7%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%
48/3～49/3	1.5%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%

注：① ROA1 及び配当性向1は、政府補給金後減価償却前利益を基礎として計算している。

② ROA2, 配当性向2は、政府補給金前減価償却前利益を基礎として計算している。

③ ROA1, ROA2の総資産は、未払込資本金額を控除している。

④ 1950年3月期においてROA1がROA2を下回っている理由は、政府補給金を返還したためである。

出所：『日本発送電社史—業務編—』より作成。

(表1のROA1)を見ると、政府補給金が戦時期にのみ支給されたため、戦時期と戦後期の差は大きくなる。ここから、政府補給金を考慮しなければ、日発の総資産利益率は、戦時期と戦後期で大きく変わらなかったことが判明する。

次に、配当政策について見ると、戦時期と戦後期で大きく異なっている。戦時期においては、政府によって4%配当(1941年3月期まで)、6%配当(1941年9月期以降)が保証されていたため¹⁵、平均配当率が4.9%であった。政府補給金補給前減価償却前利益に対する配当性向(表1の配当性向2)をみると101.9%であり、政府補給金によって始めて配当が可能であったことが判明する。特に、1941年9月期以降は6%配当保証になったため、その配当性向2は、136%にまで上昇している。

一方で、戦後の配当率を見ると、1946年9月期以降、政府補給金が支給されなくなったことに伴って、1947年9月期、1950年3月期、1951年3月期を除き、無配となっている。そのため、戦時期とは対照的に、戦後期の配当性向2は7.3%と低かった。配当を行った決算期に限定してその配当性向2を見ると、21.9%に上昇するものの、やはり戦時期と比べると低く抑えられていた。対して、配当を実施しなかった決算期を1946年3月期から1947年3月期までの3決算期と1948年3月期から1949年3月期までの3決算期に区別して分析すると、前の時期のROA2は0.4%、後の時期のROA2は1.5%と後者の方が大きい。2つの時期のROA2の乖離を生み出している原因は、減価償却によるものである。前の時期の減価償却合計金額が6,849万円であるの対して、後の時期の減価償却合計金額が2億6,463万円と約2億円の差が生じている。1946年3月期から1947年3月期までは、収益性が低いために、配当を實

施しなかったのに対して、1948年3月期から1949年3月期までは、減価償却金額を増加させ、配当を実施しなかった。

1948年3月期から1949年3月期までの日発の配当政策の背景には、GHQによる電気事業再編成前の配当実施の禁止と「健全経理」の実施という方針が存在していたためであると考えられる¹⁶。それは、1950年3月期決算における「利益配当の問題」から確認できる。1950年3月期決算において、日発は8%配当復活を主張し、所管官庁もまたそれに同意したが、GHQが8%配当に反対した。そのため、1950年3月期決算において、1951年3月31日までに1949年度の配当金として分配することが法的手続を経たうえで可能となった場合に1950年4月1日現在の株主名簿に登録されている株主に分配するという配当準備金が1億5,719万円計上された¹⁷。日発の1950年3月期の配当は最終的に1950年11月24日の電気事業再編成令及び公益事業令公布後に実施された¹⁸。

(2) 収支構造

次に、表2において日発の収支構造を1939年9月期から1941年3月期まで(第一次国家管理期)、1941年9月期から1945年9月期まで(第二次国家管理期)、1946年3月期から1951年3月期まで(戦後期)に分類して検討している。表2による収支構造分析においては、次の2点に留意が必要である。1つは、第一次国家管理、第二次国家管理に基づく現物出資を調整する必要がある。それは、2度にわたる既存電気事業者からの現物出資に対して、表2の「B/S・P/L」では、設立時(第一次国家管理)の現物出資の状況が反映されていないのに対して、第二次国家管理時における第一次出資及び第二次出資の状況を反映し

表2 日発の収支構造

	39/4～41/3		41/4～45/9		45/10～51/3
	B/S・P/L	現物	B/S・P/L	現物控除	
当期純利益 (A)	41,616,770		365,199,408		618,676,765
配当金の支払額 (B)	-39,858,918		-336,898,258		-192,016,200
(A)-(B)	1,757,852		28,301,150		426,660,565
減価償却費	17,654,382		211,777,252		1,778,994,773
営業債権の増減	-31,762,865		-119,508,349		-5,156,185,318
棚卸資産の増減	-27,118,276		-44,349,738		-3,976,117,364
営業債務の増減	10,606,524		59,738,420		6,281,639,429
有価証券売却・取得による収入・支出(純)	11,328,177		-69,642,697		101,334,320
固定資産取得による支出	-261,662,128	-914,776,484	-2,848,522,524	-1,377,149,423	-29,947,812,282
借入金借入・支出による収入・支出(純)	11,930,004	125,069,463	520,315,408	381,023,358	27,889,186,000
社債発行・償還による収入・支出(純)	269,157,080	362,433,338	1,398,952,991	945,453,239	3,976,562,705
株式払込による収入	2,161,231	666,476,531	799,523,469	27,827,348	1,534,000,000
その他 CF の増減	4,823,110		95,633,382		2,300,035,908
現預金勘定の増減額	8,875,091		32,218,764		5,208,298,736
現預金勘定の期首残高	17,225,188		26,100,279		58,319,043
現預金勘定の期末残高	26,100,279		58,319,043		5,266,617,779

注：① B/L・P/L—単純に貸借対照表及び損益計算書を用いて作成した CF

② 現物—B/S 及び P/L から作成した CF 表に設立時の現物出資分の金額を加算したもの

③ 現物控除—B/S 及び P/L から作成した CF 表から第一次・第二次出資の現物出資分の金額を減算したもの

④ 単位は、円。

出所：『日本送電社史—業務編—』より作成。

ているためである。もう1つは、日本送電株式会社法¹⁹第15条に基づく日発による株式買上請求、第一次出資・第二次出資時における社債及び借入金の承継、政府の懲懲に基づいた自己株式の有償取得である²⁰。日発は、その自己株式を用いて、4度（1942年2月8,810万円、1942年7月2億6,000万円、1943年1月314万円、1946年1月7,300万円）の有償減資を実施している²¹。日発の減資は、有償取得に基づく減資であるため、同じ時期²²に増資と自己株式の減資が行われていた場合には、それが純額ベースでの株式払込による収入に影響を与えず、表2において特段の調整を必要としない。以上から留意点の第1点に対し

て、『日本送電社史—業務編—』を用いて、第一次国家管理及び第二次国家管理に基づく資産・負債の承継状況を集計し、表2の1939年9月期から1941年3月期までの時期においては、設立時の現物出資の金額を加算することによって、また1941年9月期から1945年9月期までは、第二次国家管理における第一次出資・第二次出資に基づく現物出資の金額を減算することによって、現物出資を含めた場合と含めない場合の両方を分析できるように修正した。

表2は、次の特徴を示している。まず、1939年9月期から1941年3月期にかけて、現物出資を控除した場合、社債発行による収入が収入項目

中最も大きくなっているのに対して、現物出資分を含めた場合には、株式払込による収入が最も大きくなる。次に 1941 年 9 月期から 1945 年 9 月期にかけて現物出資分を含めた場合であっても、社債発行による収入が収入項目中最も大きくなっているが、現物出資分を控除すると、株式払込による収入はさらに大きく減少する。最後に、1946 年 3 月期から 1951 年 3 月期について、借入金借入による収入が収入項目中最も大きくなり、次いで金額の多い社債発行による収入をはるかに上回る水準となっている。以上から、戦時期においては社債発行が、戦後においては借入金借入れが日

発における主要な新規の資金調達手段であったことが分かる。

(3) 戦時期の社債発行

以上を踏まえて、まず、1945 年 8 月までの日発社債の発行状況を検討しよう。表 3 は、1939 年 7 月～1945 年 8 月の日発の起債内容及び消化状況を示したものである。日発は、この時期に 43 本の社債を発行した²³。この時期の日発社債は、戦時統制下での金融統制に基づき、全て償還年数 12 年、応募者利廻 4.3%、政府保証及び一般担保付であった。1945 年 8 月までの日発社債に付き

表 3 日発の起債内容及び消化状況 (1939 年 7 月～1945 年 8 月)

回	発行高 (千円)	発行日	年	利 廻	引	親 引 (千円)					公募分 (千円)			
						シジケート	預金部	簡 保	他	合 計	地 銀	証 券	他	合 計
1	40,000	1939. 7. 10	12	4.3%	* 1	6,000		7,500	4,000	17,500		20,439	2,061	22,500
2	40,000	1939. 11. 6	12	4.3%	* 1	4,750	10,000		250	15,000		22,500	2,500	25,000
3	30,000	1940. 1. 25	12	4.3%	* 1	3,500		7,500	2,000	13,000		15,300	1,700	17,000
4	30,000	1940. 3. 5	12	4.3%	* 1	6,000				6,000		21,600	2,400	24,000
5	40,000	1940. 5. 20	12	4.3%	* 1	3,000	10,000		5,000	18,000		20,585	1,415	22,000
6	35,000	1940. 8. 26	12	4.3%	* 1	1,500	10,000	10,000	500	22,000		12,825	175	13,000
7	35,000	1940. 10. 25	12	4.3%	* 1	8,000	17,000	5,000		30,000		4,873	127	5,000
8	30,000	1940. 12. 24	12	4.3%	* 1	8,000	17,000			25,000		4,938	62	5,000
9	30,000	1941. 2. 10	12	4.3%	* 1	10,000	10,000	5,000	1,500	26,500		3,333	167	3,500
10	50,000	1941. 5. 20	12	4.3%	* 1	20,000	15,000	5,000	2,000	42,000		不明		8,000
11	35,000	1941. 7. 21	12	4.3%	* 2	13,000	10,000		3,000	26,000		不明		9,000
12	30,000	1941. 9. 25	12	4.3%	* 3	12,000		7,000	3,000	22,000		不明		8,000
13	40,000	1941. 11. 5	12	4.3%	* 4	16,000	10,000	5,000	2,000	33,000		不明		7,000
14	20,000	1941. 12. 22	12	4.3%	* 4	6,000	5,000		3,000	14,000		不明		6,000
15	50,000	1942. 2. 16	12	4.3%	* 4	20,000	15,000	5,000	4,000	44,000	3,000	2,926	74	6,000
16	20,000	1942. 3. 31	12	4.3%	* 4	10,000	3,000		4,000	17,000		不明		3,000
17	50,000	1942. 5. 20	12	4.3%	* 4	15,250	15,000	5,000	4,750	40,000	3,000	不明		10,000
18	20,000	1942. 7. 25	12	4.3%	* 4	7,000		7,000	2,000	16,000		3,946	54	4,000
19	30,000	1942. 9. 25	12	4.3%	* 4	11,000	10,000		3,000	24,000	3,000	2,994	6	6,000
20	40,000	1942. 11. 20	12	4.3%	* 5	9,500	7,500	7,000	3,000	27,000	3,000	9,930	70	13,000
21	40,000	1943. 2. 20	12	4.3%	* 5	17,000	15,000	5,000		37,000		不明		3,000
22	30,000	1943. 4. 27	12	4.3%	* 6	11,000	10,000		1,000	22,000	3,000	4,905	95	8,000
23	25,000	1943. 6. 10	12	4.3%	* 6	9,000	5,000		4,000	18,000		6,925	75	7,000
24	30,000	1943. 7. 26	12	4.3%	* 6	9,500	10,000		2,000	21,500	4,000	不明		8,500

総括原価方式による電気料金認可制度と日本送電株式会社の企業統治

回	発行高 (千円)	発行日	年	利 廻	引	親 引 (千円)					公募分 (千円)				
						シジケート	預金部	簡 保	他	合 計	地 銀	証 券	他	合 計	
25	20,000	1943. 9. 6	12	4.3%	* 6	5,500	5,000		3,000	13,500	不明			6,500	
特 1	36,158.3	1943. 9. 15	12	4.3%	* 7	不明									
26	30,000	1943. 10. 20	12	4.3%	* 6	8,000	5,000		2,000	15,000				15,000	
27	50,000	1943. 11. 20	12	4.3%	* 6	21,000	15,000		4,000	40,000	1,000	8,906	94	10,000	
28	55,000	1944. 2. 10	12	4.3%	* 6	21,548	15,000		9,000	45,548	不明			9,452	
29	45,000	1944. 4. 25	12	4.3%	* 6	9,200	5,000		7,000	21,200	不明			23,800	
30	40,000	1944. 6. 10	12	4.3%	* 6	11,000	15,000			26,000	2,000	不明		14,000	
31	44,000	1944. 7. 25	12	4.3%	* 6	5,000	10,000		12,000	27,000	3,000	不明		17,000	
32	40,000	1944. 9. 11	12	4.3%	* 8	3,000	15,000		13,000	31,000	3,000	不明		9,000	
33	25,000	1944. 10. 25	12	4.3%	* 9		4,000		10,000	14,000	3,000	不明		11,000	
34	25,000	1944. 12. 11	12	4.3%	* 9		11,000		8,000	19,000	不明			6,000	
35	25,000	1945. 1. 25	12	4.3%	* 9	10,000				10,000	5,000	不明		15,000	
36	25,000	1945. 3. 15	12	4.3%	* 9		5,000		11,000	16,000	不明			9,000	
37	20,000	1945. 3. 30	12	4.3%	* 9	2,000				2,000	不明			18,000	
38	40,000	1945. 4. 14	12	4.3%	* 9				14,000	14,000	5,000	21,000		26,000	
39	30,000	1945. 5. 25	12	4.3%	* 9		20,000		10,000	30,000				0	
40	20,000	1945. 6. 25	12	4.3%	* 10	4,000				4,000	7,000	9,000		16,000	
41	22,100	1945. 8. 6	12	4.3%	* 10				22,100	22,100				0	
42	30,000	1945. 8. 15	12	4.3%	* 11		30,000			30,000				0	
計	1,442,258														
	100.0%	特 1 を除く割合					24.0%	25.6%	5.8%	12.7%	68.0%	不明			32.0%
	100.0%	不明を除く割合					20.5%	26.8%	7.7%	11.5%	66.6%	3.6%	28.2%	1.6%	33.4%

注：①利廻—応募者利廻，引—社債引受会社名

②各社債の引受会社は，次の通りである。

- * 1 興銀，第一，三井，三菱，安田，第百，住友，三和，野村，名古屋，愛知，神戸各銀行，三井，三菱，安田，住友各信託
- * 2 興銀，第一，三井，三菱，安田，第百，住友，三和，野村，東海，神戸各銀行，三井，三菱，安田，住友各信託
- * 3 興銀，第一，三井，三菱，安田，第百，住友，三和，野村，東海，神戸，北海道拓殖各銀行，三井，三菱，安田，住友各信託
- * 4 興銀，第一，三井，三菱，安田，第百，住友，三和，野村，東海，神戸，北海道拓殖各銀行，三井，三菱，安田，住友，三和各信託
- * 5 興銀，第一，三井，安田，第百，住友，三和，野村，東海，神戸，北海道拓殖，日本昼夜，十五，昭和各銀行，三井，三菱，安田，住友，三和各信託
- * 6 興銀，帝国，三菱，安田，住友，三和，野村，東海，神戸，北海道拓殖，十五，昭和各銀行，三井，三菱，安田，住友，三和各信託
- * 7 交付及び納付（発行事務受託・興銀，帝国，三井信託）
- * 8 興銀，帝国，三菱，安田，住友，三和，野村，東海，神戸，北海道拓殖各銀行，三井，三菱，安田，住友，三和各信託
- * 9 興銀，帝国，三菱，安田，住友，三和，野村，東海，神戸，北海道拓殖各銀行，三井，三菱，安田，住友，三和，第一各信託
- * 10 興銀，帝国，三菱，安田，住友，三和，野村，東海，神戸，北海道拓殖各銀行，三井，三菱，安田，住友，第一各信託
- * 11 預金部

③すべての社債は，一般担保及び政府保証附である。

出所：『社債一覧』，『日本送電社史—業務編—』より作成。

れた政府保証に関しては、政府保証枠が設定され²⁴、その範囲内で発行されていることが表 3 から判明する。

また、日発社債の消化状況を検討してみると(表 3)、消化方法は、大きく親引と公募に分類できる。特第 1 回社債を除くと、親引が 68%であるのに対して、公募は 32%であり、全体の約 2/3 が親引であった。親引の内訳は、預金部が 26%、シンジケートが 24%を占め、日発社債の約半分が両者によって消化されていた²⁵。公募の内訳が判明する社債に限定して分析すると、大半が証券会社を通じて消化されていった。日発社債におけるシンジケート団による消化において重要な役割を担ったのが興銀である²⁶。興銀は、主幹事であるとともに、1942 年の社債登録制度に基づく日発

社債の登録機関となった。さらに、興銀は日発社債の起債計画に関与するとともに、売れ残った社債に対して、単独で融資を行った²⁷。この時期の日発社債は、起債市場の中で中心的な位置を占めていたと考える。表 4 から 1939 年度から 1945 年度の日発社債の発行金額は、政府保証付社債の 6.5%~28%を占めている。社債全体に対しても、4.3%~9.7%を占めた。

1939 年度から 1945 年度までの日発社債の消化状況を年度ごとにみると、官庁筋が安定して高いこと、シンジケートは 1940 年度から 1941 年度にかけて割合を上昇させたが、1944 年度及び 1945 年度に大きく落ち込むこと、公募は 1939 年度から 1941 年度にかけて大きくその割合が低下していったが、その後上昇していったことが分かる。

表 4 日発社債の起債市場における重要性及び計画との関係

年 度	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950
政 府	28.0%	23.6%	22.4%	13.6%	13.7%	10.6%	6.5%					
全 体	8.4%	6.5%	9.7%	6.6%	8.3%	7.4%	4.3%	25.0%	8.8%	26.2%	14.1%	4.8%
日・シ	14.5%	17.9%	39.6%	33.2%	35.6%	13.9%	2.8%					
日・公	63.2%	28.5%	19.2%	20.0%	26.9%	42.5%	29.6%					
日・官	22.3%	53.5%	41.2%	46.8%	37.5%	43.6%	67.6%					
全・シ			33.2%	30.7%	32.4%	23.4%	3.7%					
全・公			34.9%	30.1%	26.7%	31.4%	41.7%					
全・官			31.9%	39.2%	40.9%	45.2%	54.6%					
計画比	100.0%	68.0%	91.8%	87.0%	76.2%	78.2%	95.6%					

注：①政府一日発社債発行金額÷政府保証付社債発行金額

全体一日発社債発行金額÷社債発行総額

日・シ—日発社債のうち、シンジケート団の消化割合

日・公—日発社債のうち、公募による消化割合

日・官—日発社債のうち、預金部・簡保等の消化割合

全・シ—社債全体におけるシンジケート団の消化割合

全・公—社債全体における公募による消化割合

全・官—社債全体における官庁特殊筋の消化割合

なお、官庁筋とは預金部・簡保・農林中央金庫・朝鮮金融組合連合会・海軍共済組合・

鉄道共済組合・逓信共済組合等をさす。

計画比—日発社債発行金額÷日発社債発行計画金額

出所：『日本放送電社史—業務編—』、『日本興業銀行五十年史』、岡田和喜監修『全国公債社債明細表第 24 巻』日本経済評論社、1991 年より作成。

1941年度から1945年度については、社債全体の消化状況と比較可能である。日発社債は、全体と比べると、1941年度・1942年度において官庁筋・シンジケートの割合が高く、公募の割合が低いものに対して、1944年度においてその関係が逆転している。そして、1945年度には再度日発の官庁筋の割合が全体を上回っている。また表4から、1939年度から1945年度にかけての日発社債の発行計画に対する発行実績率（実績発行金額÷計画発行金額）を確認すると、1940年度及び1945年度を除き、年度が下るにしたがって、実績率が減

少していることが分かる。日発の社債発行については、日発法第30条で払込資本金額の3倍までという発行制限が課されていた。各年度の社債残高と払込資本金額との関係性を表5から見ると、1939年9月期から1945年9月期まで社債残高÷払込資本金額の割合は、20.1%～126.2%であるため、日発法による社債発行制限が日発社債の発行を抑制する水準まで社債が発行されていなかったことが判明する。

(4) 戦後の資金調達

続いて、表6を用いて、1945年9月以降の日発社債の発行及び消化状況を分析する。1945年9月から1951年4月までの間に、日発は23件の社債を発行している。年度別に見ると、発行金額は、1949年度(63.0%)、1950年度(28.7%)に集中し、この2つの年度で発行金額全体の91.7%を占めている。1945年12月8日附総司令部覚書「戦時利得の排除並びに国家財政の整理に関する覚書の適用の件」により、政府保証による公社債の発行が禁止されたため²⁸、日発社債の政府保証はなくなったものの、一般担保は引き続き設定された。社債引受会社は、1948年12月発行の第50回債から大きく変更される。それ以前までの社債引受会社は、銀行や信託が中心であったが、それ以降は証券会社のみになっている。これは、証券取引法の制定によって社債引受の資格が銀行や信託から証券会社に移行したためである（幹事は山一と日興）²⁹。ただし、担保受託会社は、興銀及び帝国銀行が担当した（幹事は興銀）³⁰。

次に、消化状況であるが、表6から、「地方貯蓄」が46.6%と最も高く、次いで「大銀行」(33.5%)であり、両者で全体の80.1%を占めた。年度別に見ると、1947年度以降「地方貯蓄」が消化の中心となっていったが、「大銀行」の消化率が上昇

表5 社債残高／払込資本金額の推移

年 度	社債残高／払込資本金額
1939年9月	20.1%
1940年3月	37.0%
1940年9月	47.8%
1941年3月	61.4%
1941年9月	78.3%
1942年3月	74.7%
1942年9月	86.6%
1943年3月	91.2%
1943年9月	97.0%
1944年3月	103.7%
1944年9月	111.4%
1945年3月	118.2%
1945年9月	126.2%
1946年3月	132.0%
1946年9月	138.4%
1947年3月	142.6%
1947年9月	140.1%
1948年3月	138.6%
1948年9月	137.9%
1949年3月	139.0%
1950年3月	167.5%
1951年3月	204.6%

出所：『日本発送電社史—業務編一』より作成。

表6 日発の起債内容及び消化状況（1945年9月～1951年4月）

回	発行高 (千円)	発行日	年	利率	利廻	引	消 化 状 況 (千円)									
							大銀行	地方貯蓄	信 託	保 険	農中他	信 組	無 尽	個 人	その他	
43	60,000	1946. 5. 10	12	4.3%	4.3%	*1				14,900	36,950				8,150	
44	50,000	1946. 8. 1	12	4.3%	4.3%	*1		8,850		12,700	22,850		4,900		700	
45	20,000	1946. 10. 1	12	4.3%	4.4%	*1		7,000		3,900	6,150	1,900	1,050			
46	50,000	1946. 12. 10	12	4.4%	4.5%	*1		22,050		2,500	22,700	950	1,800			
47	30,000	1947. 7. 19	7	6.5%	7.0%	*1		25,000		2,200	1,800	1,000				
48	20,000	1948. 2. 20	3	7.8%	9.1%	*1		9,000		2,600	3,490	3,010	1,100	330	470	
49	65,000	1948. 9. 20	3	9.5%	10.8%	*2		30,962	1,585	3,100	4,260	16,518	2,750	987	4,838	
50	50,000	1948. 12. 6	3	9.5%	10.8%	*3	210	28,500	800	3,150	5,120	3,320		8,434	466	
51	60,000	1949. 2. 10	3	9.5%	10.8%	*3		28,305	3,000	2,500	3,519	9,460	1,200	10,403	1,613	
52	60,000	1949. 4. 12	3	9.5%	10.8%	*4	3,500	35,750		2,300	3,590	630	1,200	10,120	2,910	
53	60,000	1949. 5. 20	3	9.5%	10.8%	*3	16,000	37,700		800	350	600		4,540	10	
54	300,000	1949. 6. 30	3	9.5%	10.8%	*3	145,260	149,910	1,000			600	500	2,730		
55	200,000	1949. 7. 15	3	9.5%	10.8%	*3	74,000	121,500	1,000	3,000				500		
56	500,000	1949. 8. 10	5	9.5%	10.3%	*3	200,250	271,100	22,000	2,000	3,290	220		1,140		
57	300,000	1949. 9. 1	5	9.5%	10.3%	*3	135,450	145,040	12,600	3,350	3,090	360	110			
58	500,000	1949. 10. 5	5	9.0%	9.6%	*3	200,350	264,060	16,000	2,000	8,700	5,950		2,940		
59	350,000	1949. 11. 5	5	9.0%	9.6%	*3	163,300	133,820	20,400	2,600	20,240	6,130		3,510		
60	500,000	1950. 1. 20	5	9.0%	9.6%	*3	236,430	184,570	2,300	5,200	66,900	1,500	2,000	1,100		
61	300,000	1950. 2. 15	5	9.0%	9.6%	*3	123,680	133,620	200	12,500	26,000	4,000				
62	300,000	1950. 4. 15	5	8.5%	8.9%	*4	104,150	139,040	7,500	20,550	18,000	9,200		560	1,000	
63	300,000	1950. 9. 20	5	8.5%	8.9%	*3	64,900	141,550	8,000	30,000	38,000	9,700		2,840	5,010	
64	500,000	1950. 10. 10	5	8.5%	8.9%	*4	98,000	183,200	7,100	23,100	156,500	28,920	1,300	1,880		
65	300,000	1950. 12. 20	5	8.5%	8.9%	*3	65,500	170,290	3,000	3,500	50,000	5,300		2,410		
	4,875,000	合 計						1,630,980	2,270,817	106,485	158,450	501,499	109,268	17,910	54,424	25,167
	割 合							33.5%	46.6%	2.2%	3.3%	10.3%	2.2%	0.4%	1.1%	0.5%

注：①利廻—応募者利廻，引—社債引受会社名

②各社債の引受会社は，次の通りである。

*1 興銀，帝国，三菱，安田，住友，三和，野村，東海，神戸，北海道拓殖各銀行，三井，三菱，安田，住友，第一各信託

*2 興銀，帝国，三菱，安田，住友，三和，野村，東海，神戸，北海道拓殖各銀行，三井，三菱，安田，住友，第一各信託，日興，山一，野村，大和，日本勧業各証券

*3 山一証券他

*4 日興証券他

③すべての社債は，一般担保附である。

④消化状況の内訳（「大銀行」等）の範囲は不明である。

出所：『社債一覽』，『日本放送電社史—業務編一』より作成。

するのは、1949年度以降（特に1949年度）のことであった。ここから、1949年度の日発社債の大量発行は、「大銀行」及び「地方貯蓄」の消化の下で実施されたといえる。社債全体の消化状況については、1949年では都銀及び長銀が44.7%、地銀45.1%であり、1950年では都銀及び長銀が36.6%、地銀が39.0%であった³¹。

1946年～1950年の日発社債の発行金額は、全体の4.8%～26.2%を占め（表4）、引き続き重要な社債発行体であったと考えられる。ただし、日発社債の割合が1950年に4.8%と大きく低下していることから分かる通り、社債発行高を業種別で見た場合、1947年～1949年まで電力業は1位であったが、1950年には化学工業、繊維工業、機械器具工業、金属工業、鉱業に次ぐ6位にまで転落している³²。また、日発社債の発行条件は他の社債に比べて優遇されていた。1950年4月以降に発行された日発社債（62回～65回）の発行条件は、発行価格98.5円、償還期間5年、応募

者利廻8.934%であったが（表6）、これは当初は日発にのみ認められた最優遇条件であった³³。

1949年の大量の社債発行に当たっては、払込資本金額の3倍という発行制限が問題となり、それに対応する形で、1949年12月にほぼ倍額の増資が実行された（表5参照）³⁴。1950年3月末社債残高÷1949年3月払込資本金額の割合が352%であることから、この増資がなければ社債が発行できなかったことが分かる。当該増資は、日発における現物出資及び合併以外の唯一の株主割当と一般公募を組合わせた増資となった。

さらに、戦後の主要な資金調達手段であった借入金について検討する。表7は、戦後における主要な借入先である興銀、復興金融庫（以下、復金）、米国対日援助見返資金（以下、見返資金）の金額推移を示したものである。ここから、1946年3月期より1947年3月期までは興銀、1947年9月期より1949年3月期までは復金、1950年3月期以降は、見返資金からの借入れが中心であっ

表7 戦後の日発借入金金額

	設 備 資 金			運 転 資 金		合 計
	興 銀	復興金庫	見返資金	興 銀	復興金庫	
1946年3月	141,700			46,000		187,700
1946年9月	165,500			96,252	135,000	586,752
1947年3月	90,000	50,000		50,000		
1947年9月		291,000			750,500	2,451,500
1948年3月		1,410,000				
1948年9月		3,966,000			1,494,800	12,000,500
1949年3月		6,539,700				
1950年3月			7,904,210			7,904,210
1951年3月			9,374,206			9,374,206
1951年4月			3,350,000			3,350,000
合 計	397,200	12,256,700	20,628,416	192,252	2,380,300	

注：①単位は、千円。

出所：『日本発送電社史—業務編一』より作成。

たことが判明する。また、1951年3月期においては、見返資金からの新規借入が実行されたのに対して、復金に対する返済が実施された。加えて、1949年5月12日及び1951年3月31日時点における借入金の銀行別残高とその用途が確認できる（表8）。1949年5月12日時点においては、復金からの借入れが全体の95.8%を占め、設備投資金額が全体の97.5%を占めている。1951年3月31日時点では、復金からの借入割合が38.9%へ減少し、見返資金からの借入割合が60.5%を占めている。

借入金の借入条件については、興銀借入が借入期間約3.5年、金利10.211%である³⁵。これを同時期に発行された社債の条件と比較すると（表6）、平均償還期間12年、平均応募者利廻4.4%であることから社債に比べて不利な条件であった。復金借入は、借入期間1年、金利9.855%であり³⁶、同時期の社債発行条件は、平均償還期間6.1年、平均応募者利廻8.2%であること（表6）から、興銀借入に比べて社債と借入金の発行条件の差が

小さくなっている。それに対して、見返資金は、借入期間31年、金利7.5%という借入条件であり、長期かつ低利であった³⁷。同時期の社債発行条件は、平均償還期間4.4年、平均応募者利廻9.8%であった（表6）。ここから、見返資金の借入条件は、期間及び金利の両方において、社債と比べて有利な調達方法であったことが判明する。

見返資金が、興銀及び復金借入と異なる点は、その用途が設備投資に限定されていた点にある³⁸。すなわち、資金は水力電源開発工事、火力、送電、変電設備の拡充工事及び主要改良工事に充たされたのである。実行された見返資金に対して、日発は毎月「米国対日援助見返資金報告書」を作成している³⁹。その中身は、「生産販売実績表」及び「工事進捗状況報告書」であり、工事案件ごとに、当月の工事進捗率及び来月・来々月の進捗予想が示されている。

表8 1949年5月12日及び1951年3月31日時点の借入金の借入先別残高とその用途

	赤字資金	運転資金	設備資金	合計
1949年5月12日				
興 銀	34,100	35,000	299,710	368,810
復 金	252,733		12,176,700	12,429,433
そ の 他			180,000	180,000
合 計	286,833	35,000	12,656,410	12,978,243
1951年3月31日				
興 銀			6,710	6,710
復 金			11,099,700	11,099,700
見返資金			17,278,416	17,278,416
そ の 他			168,000	168,000
合 計			28,552,826	28,552,826

注：単位は千円。

出所：「有価証券届出書草案」, 「有価証券届出書」より作成。

(5) 債権者によるガバナンスの停止と政府による監督

1930年代において、国内金融機関は、電力大手5社に対する貸付や社債引受に際して、減配及び減価償却増額要求を行うとともに、役員派遣によるモニタリングを実施していた⁴⁰。法律上においても、1938年改正商法309条第1項において、「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社ハ社債権者ノ為ニ社債ノ償還ヲ受クルニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス」として⁴¹、社債引受会社の権限強化が図られた。しかし、日発においては、設立以来、興銀を中心としたシンジケート団による社債引受や興銀による融資が実行されていたが、逋信大臣による指名によってその権限は停止された⁴²。社債引受会社は、日発社債の担保として新たに政府保証が付与されたことに伴い、経理等の事業に関する調査や経営介入を実施できなくなり、所管官庁に委ねることとなった。

日発法第33条によって、所管官庁は日発の業務を監督する権限を有していた。また、第34条において、定款変更、利益金処分、社債募集、合併及び解散決議は、主務大臣の認可を受けなければ効力が発生しないこととなった。実際に日発の監督を行ったのが、監理官である。第36条において、主務大臣は監理官を置き、日発の業務を監視させることとなった。監理官の権限に関する規定は第37条である。監理官は日発の金庫、帳簿及び諸般の文書物件を検査でき、必要と認めるときは、日発に命令して業務に関する諸般の計算及び状況を報告させることができた。さらに、株主総会その他の諸般の会議に出席し、意見を陳述することができた。このように、日発に対するガバナンスは、それまでの社債引受会社から所管官庁へと引き継がれていったのである。

3. 戦時期における予算制度と電気料金

(1) 予算に関する規程と損益予算の内容

ここでは、総括原価計算の前提となる予算制度について検討する。戦時期における日発の予算に関する規程は、1940年5月10日に定められた社規第31号「会計整理規程」⁴³から確認できる。日発の予算として、「損益予算」、「工事予算」、「資金予算」の3つが策定されることになっていた(第15条)。この内、総括原価額と直接関係していたのは、利益及び損失に関する一定期間の予算額が計上される損益予算であった(第16条)。具体的な予算編成方法は、同日に定められた社規第35号「予算編成規程」から確認できる⁴⁴。予算編成のスケジュールについては、上期予算書は前年の12月末までに、下期予算書は6月末までに作成することになっている(第1条)。損益予算書は、前年同期及び前期の実績を斟酌し、当該期における特殊の事情を考慮して、作成される(第7条)。費用項目のうち、修繕費については、普通修繕費と特別修繕費に区分して計上し、特別修繕費については、詳細な説明書を添付する必要がある(第8条)。

次に、予算規程に基づいて作成されていた損益予算の内容を分析したい。戦時期における半期の損益予算として、第4期(1941年3月期)、第6期(1942年3月期)、第7期(1942年9月期)が確認できる⁴⁵。3つの決算期の作成書類は、共通しており、「損益予算総括調書」、「損益予算月別調書」、「予算実績比較表」、「発受電並供給予算」(「発受電並供給概要」)である。この半期ごとに作成された予算以外に、月次別の損益予算⁴⁶と5年間の予算⁴⁷が存在している。「予算実績比較表」において、「収入ノ部」として発送電事業収入、

配電事業収入, 他事業収入, 事業外経常収入, 臨時収入が, 「支出ノ部」として発送電事業支出, 配電事業支出, 他事業支出, 臨時費用, 当期純利益が勘定科目として設定されている。そして, 科目ごとに, 予算値と実績値が計上され, その差額が計算されている。予算と実績の差異に対して, 「増減説明」として増減した理由をさらに細目ごとに分析している。

また, 「発受電並供給予算」(「発受電並供給概要」)は「予算実績比較表」の補足資料であり, 「予算実績比較表」の発送電事業収入に含まれる電力料, 発送電事業支出に含まれる発電費・購入電力費, 発電費に含まれる石炭費をさらに詳細に分析している。電力料については, 単価と発電量(kWh)に区別し, 各々に対して, 予算額を設定している。購入電力費に対しても, 単価と電力量に区別し, それぞれの予算額が算定されている。石炭費に関しては, 発電量, 石炭消費率, 石炭量, 単価, 石炭費の細目ごとに予算値が設定されている。石炭費における細目間の関係は, 石炭費 = 石炭量 (= 発電量 × 石炭消費率) × 単価で表すことができる。

「予算実績比較表」は, 収入, 費用の各項目別に予算と実際を比較している。この方法は, 「項目別の予算差異分析」とよばれるものである⁴⁸。それに対して, 「発受電並供給予算」(「発受電並供給概要」)では, 単価, 発電量, 石炭消費率(石炭量 ÷ 発電量), 石炭量の各項目における予算と実際の差額を分析している。この方法は, 「予算利益差異の原因分析法」と呼ばれるものである⁴⁹。例えば, 電力料に関しては, 「予算実績比較表」では, 予算と実績がどの程度乖離しているのかという点のみしか分析できないのに対して, 「発受電並供給予算」(「発受電並供給概要」)では, 電力料の予算と実績の乖離理由が, 単価について

予算と実際の間で乖離が生じたためであるのか, それとも発電量について予算と実績の間で乖離が生じたためであるのかを分析可能である。

(2) 戦時期の電気料金

では, 戦時期の電気料金が日発の経営状況に及ぼした影響を損益予算との関係から考えたい。前述の通り, 政府は日発の株主に対して, 1940年下期まで4%, 1941年上期以降6%配当を保証していた。それに対して, 日発は, 1939年上期から1944年下期までの12期の間, その最低保証配当率しか実施できず, そのうち8期の配当は, 政府からの補給金を収益に計上することに始めて可能となった⁵⁰。その原因としては, 渇水による燃料費の高騰も挙げられるが, 根本的には, 「豊富で低廉な電力供給」という国策の下で, 料金価格を上昇できなかったためであった⁵¹。ただ, 日発側も料金を値上げしなければ, 経営状態の回復が望めないことを早くから認識していた。日発の総裁室調査課は第2期中の1940年3月に5年間の損益予算を用いて, 今後の収益状況に対して様々なシュミレーションを実行している⁵²。「販売電力原価概算大綱」では, 1940年度から1944年度の5年間自力で6%配当を実行するための方法を次の通り, 検討している。

1940年3月時点の平均料金単価1kWh当たり1.635銭を用いて計算した5年間の損益が, 3億4,511万1,000円の赤字になる。そのため, 自力で6%配当を実行するためには, 1.937銭への値上げ(値上げ率18.4%)が必要であるとしている。もし, 平均料金単価を1.635銭に抑えた場合, 4%に配当率を抑えるとともに, 年4.5%の複利償却法で計算した減価償却金額の半額のみを計上したとしても5年間で1億6,983万5,000円の政府補給金が必要であるとしている。上記のシュミレー

ションに基づき、日発は、1940年5月に電気庁に対して、電気料金の引き上げを要求した⁵³。日発は、炭価の騰貴による火力発電の支出増加と負荷率減少による収入減少のため、6%の自力配当のためには、現在平均1.63銭の電気料を2厘程度引き上げるべきであると主張した。それに対して電気庁は、発送電の支出増加が異常渇水による一時的現象であること、炭価問題は日本石炭の設立によって解決されることを理由に電気料金の値上げに反対した⁵⁴。電気庁の反対の背景には、電力を利用する企業側からの牽制があったと考えられる。紡連は値上げ反対声明を表明し、陳情書と値上げ反対理由書を商工省及び逓信省に提出し、電気を大量に消費する電気化学工業もまた値上げ反対要求を行った⁵⁵。その結果、1939年と1944年を比較した場合、投資財物価が166%上昇したのに対して、電灯・電力料金は11%の上昇にとどまったのである⁵⁶。

では、表9を用いて、シュミレーションと実際の業績との関係を見てみよう。まず、問題の販売電力平均単価は、1939年度の1kWh当たり1.633銭から1940年度には1.751銭へと7%の上昇に抑えられた。その後も、1943年度にかけて1.7銭台を維持し、1944年度には1.598銭へと下落している。この理由は、第2次国家管理の結果、日発の原価とは関係なく配電会社の7%配当を実現するために、日発から配電会社への供給電力料金が決定されていたためである⁵⁷。その結果、販売電力平均単価は、シュミレーション通りに上昇しなかったことが分かる。

一方で、販売電力1kWh当たり電気事業費用も減少している。1kWh当たり電気事業費用は、1939年度の1.484銭から1940年度に1.516銭へとわずかに上昇するものの、1941年度には1.128銭へと下落し、1942年度から1944年度には0.9

銭台へと低減した。1941年度から1944年度に大きく1kWh当たり電気事業費用が下落した理由として、発電コストの低い水力発電の占める比重の上昇が挙げられる。1940年度から1944年度にかけての予定ベースでの水力発電比率は、65%～72%であったのに対して、実際ベースは、71%～88%を占めた。それに加えて、1940年度と1941年度には、実際減価償却金額を予定減価償却額より小さな金額に抑えることによって電気事業費用の増加を抑制した。シュミレーションにおいても、年4.5%複利償却法による減価償却金額の半額のみを計上する方法を検討していたが、実際に1940年度の実際減価償却金額/予定減価償却金額の割合は、53.3%にとどまっている。1941年度もまたその割合が90.6%であったのに対して、1942年度以降は、実際減価償却金額/予定減価償却金額の割合が、130%台となっている。1940年度は、実際減価償却金額を予定よりも抑えたにもかかわらず、逆に1kWh当たり電気事業費用は上昇している。その理由の1つとして、損失率⁵⁸が上昇した点が挙げられる。シュミレーションにおける損失率は、12.5%であり、1939年度のそれは12.9%と大差がなかった。それが1940年度には、15.3%へと上昇している。その後、1943年度まで損失率は低下し、1942年度・1943年度においては、実際が予定を下回った。この点も、1942年度・1943年度の1kWh当たり電気事業費用を低下させる要因となった。以上の販売電力1kWh当たり電気事業費用の減少に伴い、1kWh当たりの販売電力料と電気事業費用の差額は、1939年度から1943年度まで一貫して上昇した。

それに対して、販売電力1kWh当たりの販売電力料と総原価の差額は、1941年度から1943年度まではほとんど変わらなかった。その原因は、第2次国家管理による借入金・社債の継承に伴う支

表9 シミュレーションと実際の業績との関係

	1939年度	1940年度	1941年度	1942年度	1943年度	1944年度
予定販売量（千 kWh）		18,099,040	20,416,600	23,065,240	25,079,310	27,452,050
実際販売電力量（千 kWh）	14,971,604	15,289,041	16,454,308	22,139,171	23,086,567	21,821,680
実際販売電力料金（千円）	244,549	267,670	284,070	383,392	411,238	348,728
実際平均販売電力単価（銭）	1.633	1.751	1.726	1.732	1.781	1.598
実際購入電力量（千 kWh）	10,690,724	11,983,178	7,465,948	563,799	376,270	526,585
実際購入電力費（千円）	102,296	103,913	64,222	7,991	6,689	8,637
実際平均購入電力単価（銭）	0.957	0.867	0.860	1.417	1.778	1.640
実際自家発電量（千 kWh）	6,501,110	6,067,431	11,379,374	24,365,341	25,599,781	24,397,726
実際自家発電費（千円）	119,812	127,810	121,302	195,516	202,652	200,813
実際平均自家発電単価（銭）	1.843	2.106	1.066	0.802	0.792	0.823
実際発受電量（千 kWh）	17,191,834	18,050,609	18,845,322	24,929,140	25,976,051	24,924,311
実際電気事業費用（千円）	222,108	231,723	185,524	203,507	209,341	209,450
予定減価償却費（A）（千円）		25,071	27,634	33,144	37,845	43,385
実際減価償却費（B）（千円）	8,178	13,351	25,039	45,410	51,701	57,971
(B)/(A)		53.3%	90.6%	137.0%	136.6%	133.6%
実際平均電気事業費用単価1（銭）	1.292	1.284	0.984	0.816	0.806	0.840
実際平均電気事業費用単価2（銭）	1.484	1.516	1.128	0.919	0.907	0.960
費用単価2 - 費用単価1（銭）	0.192	0.232	0.143	0.103	0.101	0.119
実際総費用（千円）	249,199	266,109	243,555	328,914	347,027	360,193
実際平均総費用単価（銭）	1.664	1.741	1.480	1.486	1.503	1.651
販売電気単価 - 費用単価2（銭）	0.150	0.235	0.599	0.813	0.875	0.638
販売電気単価 - 総費用単価（銭）	-0.031	0.010	0.246	0.246	0.278	-0.053
予定水力割合	72%	68%	65%	65%	70%	72%
予定火力割合	28%	32%	35%	35%	30%	28%
実際水力割合			71.2%	76.5%	81.1%	88.0%
実際火力割合			28.8%	23.5%	18.9%	12.0%
予定損失率	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
実際損失率	12.9%	15.3%	12.7%	11.2%	11.1%	12.4%
政府補給金額（千円）	21,208	16,478	10,999	31,671	31,232	71,048

注：実際平均販売電力単価 = 実際販売電力料金 ÷ 実際販売電力量

実際平均購入電力単価 = 実際購入電力費 ÷ 実際購入電力量

実際平均自家発電単価 = 実際自家発電費 ÷ 実際自家発電量

実際平均電気事業費用単価1 = 実際電気事業費用 ÷ 実際発受電量

実際平均電気事業費用単価2 = 実際電気事業費用 ÷ 実際販売電力量

実際平均総費用単価 = 実際総費用 ÷ 実際販売電力量

実際損失率 = 1 - 実際販売電力量 ÷ 実際発受電量

出所：「自昭和拾五年度至昭和拾九年度発送電会社販売電力原価概算大綱」、『日本発送電社史—業務編—』、『関東の電気事業と東京電力』より作成。

払利息金額の増加にあった⁵⁹。

1940年3月のシュミレーションで用いられた「年4.5%の複利償却法で計算した減価償却金額の半額計上」という概念は、1942年9月の昭和17年閣令「会社固定資産償却規則」との関係から明文化された⁶⁰。「会社固定資産償却規則」第2条及び第14条に基づき、資本金500万円以上の会社は、標準償却額を下回らない金額の償却を行うこととなった。しかし、第15条において、電力会社は標準償却額の50%を下回らなければ良いとされた。耐用年数は別表の耐用年数表を用いて、有形固定資産に対しては定額法もしくは定率法によって減価償却を計算することが定められた（第5・6条）。しかし、第5条第1項第1号及び第6条第1項但書において、主務大臣が耐用年数及び償却方法を別途決定することが認められていた。そのため、通信大臣は1942年9月に耐用年数（水力発電設備35年、火力発電設備20年等）、償却方法（半年2.25%複利法）により標準減価償却額を計算し、その強制償却額を標準償却額の50%と決定したのである（昭和17年9月14日附電査第1052号「会社固定資産償却規則施行に関する件」）⁶¹。この規定は1947年9月まで適用された。

(3) 政府による監督

所管官庁は、日発に対して監督行為を実施している。所管官庁による監督方法として、監督官の理事会への派遣と、検査官による日発決算監査が挙げられる。まず、監督官の理事会への派遣に関して、通信省は、1939年3月に日発の監督を行う監理官として、藤井栄治を就任させることを決定している⁶²。「昭和十四年度常務理事会議事要綱」⁶³から、監理官が日発の常務理事会に出席していることが判明する。「要綱」において、「監理官要求」という項目があり、監理官が、日発の経営に関する様々な事項に対して、発言をしている。「要求」というように命名されていることから、日発は、監理官の意見を基本的に受け入れなければならないと考えられる。監理官の要求内容については、例えば、1939年の渇水に伴う電力不足に対して、渇水の状況、石炭の現況及び出力の減少原因について、関係各方面に現在の状況を認識させ、協力を求めるように努力することを指示している⁶⁴。

また、所管官庁の検査官が、日発決算に対する監査を実施していた⁶⁵。表10は、戦時期における日電への決算監査内容を分析したものである。

表10 戦時期における日発決算監査の概要

実施主体	対象年度	名称	日程	人数	担当検査官	摘要
電気庁第一部監理課	1942年上期	業務検査	1942年 10月19日～21日	3名	小野・柴田・阿部	柴田は損益関係
電 気 局	1942年下期	業務検査・ 決算監査	1943年 4月21日～23日	3名	柴田・氷見・福山	氷見は収支関係
不 明	1943年上期	決算監査	不明	不明	不明	
軍需省電力局業務課	1943年下期	決算監査	1944年 4月26日～28日	3名	内田・氷見・渡辺	
軍需省電力局業務課	1944年上期	決算監査	1944年 10月30日～31日	3名	内田・氷見・渡辺	

出所：「決算監査資料」より作成。

表から、少なくとも、1942 年上期より 1944 年上期にかけて、会計監査が実施されていたことが確認できる。日程は、詳細が不明である 1943 年上期を除き、いずれも 3 日間実施された。実施主体は、表と電気行政の組織変遷から鑑みるに、1939 年 4 月から 1942 年 11 月までが電気庁第一部監査課、1942 年 11 月から 1943 年 11 月までが通信省電気局、1943 年 11 月から 1945 年 8 月までが軍需省電力局業務課であったと考えられる⁶⁶。このような電力行政の組織変更にもかかわらず、損益や収支を担当する検査官は、継続して日発の監査を実施している（1942 年上期・下期の柴田と 1942 年下期・1943 年下期・1944 年上期の氷見）。

表 11 は決算監査において実施された手続の内容を整理したものである。表からその手続きの中心が、予算と実際の差異分析や不明な点に対する質問であったことが判明する。さらに、1942 年下期においては、検査官は次の 2 点を日発に対

して指摘している。1 つは臨時特殊電力料金率の現在の仮料金率が低位すぎること、もう 1 つは当期中の仮料金率について、政府の料金決定があった場合に直ちに精算し、会計上の手続に及ぶべきことである。後者の指摘に対しては、日発内での改善が確認できる。すなわち、営業部営業課から支店業務課に対して、「十七年下期業務検査二件フ当局指示事項ノ件」という通達が出されている⁶⁷。この通達によれば、通信省電気局から指摘された事項を踏まえて、営業部営業課は支店業務課に対して次の 4 点を対応するように求めている。第 1 に、電力受給の事実が発生した場合には会計上の処理を即座に行うこと、受給契約未締結又は受給料金率未決定の場合においても、電力受給の事実が発生した場合には、なんらかの方法によって、「料金調定」をできるように調定上の手続をとること、またこの場合には相手方との協定が調わないときは、日発独自の見解に基づく計数

表 11 日発決算監査の実施内容

対象年度	実施内容
1942 年上期	夜間電力利用強化方法及び期外、期内料金精算に関する質問
1942 年下期	精算に関する質問
	購入電力に関して、特に臨時受電したものについての質問
	料金精算となる事実発生の原因についての質問
	対配電会社供給電力料金率変更に伴う日発の収入に及ぼす影響に関する質問
	昭和電工川崎工場に対する供給電力関係受給契約内容、料金精算、責任使用料免除に関する質問
	土多製紙からの受電関係予算に計数計上のない理由についての質問
	他社火力委嘱運転に関する質問
1943 年下期	臨時火力発電所発電電力量及び料金、日本軽金属清水工場蒸気供給関係に対する質問
	購入電力量及び料金予算実績対照表について特に増減の過大なものに対する質問
	購入電力料金未決定による仮計算に関し契約内容に対する質問
1944 年上期	提出資料に対する質問
	対予算増減に関する配電会社新旧料金率比較表作成依頼
	滞納金に対する質問
	予算実績対照表に関する質問
	補給金関係資料の作成依頼

出所：「決算監査資料」より作成。

による調定報告書を営業課宛に送付すること。第2に、受電契約が成立した場合は、受給電力量は必ず契約種別ごとに区分すること。第3に、仮料金率決定に際しては、当局の意向を付渡し、政府決定料金率に近づけるように努力すること。第4に、料金率決定の通達を受けた時は、直ちに受給電力料金の精算をすること。ここから、決算監査は、会計処理や業務に対する指摘を行っており、それに基づいて日発の事務処理方法が変更されていたことが判明する。

4. 1945年以降の電気料金と日発の会計行動

(1) 1947年4月の電気料金改訂と税法との関係

戦時期に政府は電気料金を低く維持する代わりに、日発に対する政府補給金を支給していた。しかし、政府補給金は、1945年末に打ち切りになり、対応する形で電気料金は、1946年1月1日に146%、1947年4月5日に300%、1947年7月12日に136%、1948年6月23日に300%、1949年12月13日に132%と5度にわたって、値上げされた⁶⁸。ただし、電気料金の値上げ率は、他の公共料金に比べると小さいものであった。

1947年8月に実施された「法人税法施行細則」の一部改正は、1947年4月の電気料金改訂との関係から問題となった⁶⁹。「法人税法施行細則」は第4条において電力会社を含めた会社が適用すべき減価償却方法として定率法を要求した。また、別表二の「事業別有形固定資産の耐用年数」において、電力事業に関する各設備の耐用年数は水力発電設備45年、火力発電設備25年、送電設備（鉄柱・鉄骨コンクリート柱）45年、送電設備（木柱）25年、変電設備40年、配電設備20年、需要者屋内設備25年と定められた。

一方で、日発を含めた電力会社は半年2.25%複利償却法を減価償却方法として採用していたこと、1947年4月の料金改定の際に定額法による減価償却金額を電力原価に含めていたことから、定率法・複利償却法・定額法の3つの償却方法との関係性をどのように整理するのかが問題となった。そこで商工省電力局は1947年9月28日に22電局第782号「減価償却費計上に関する件」を示して次の通り整理した。その内容は、①1947年4月の料金改訂で使用した定額法に基づく減価償却金額以上の減価償却を実施すべきこと、②それに伴い半年2.25%複利償却法による減価償却は取りやめること、③電気事業において、減価償却は可及的速やかに実施することが望ましいため、収支に余裕があり、また税法上の損金算入限度額（定率法償却額）に達していない場合には、税法上の損金算入限度額（定率法償却額）まで実施することが可能であること、④税法上の損金算入限度額（定率法償却額）まで減価償却を実施する場合には、事前に商工省電力局へ連絡することであった。

ここから商工省電力局が、電力会社の原則的な減価償却方法を税法の基準（定率法）ではなく、電気料金決定の基礎となる総括原価額の算定に用いられる方法（定額法）に決定したことが確認できる。1947年9月以降、電力会社の減価償却行動は、総括原価方式に基づく料金認可制度と連動するようになったと評価できよう。

(2) 1949年12月の電気料金改訂と資産再評価

上記の電力会社の会計処理と料金認可制度の連動に伴って、電力会社は電気料金値上げの根拠として会計に関する問題を取り上げるようになった。その1つの事例として、1949年12月の電気料金改訂を見てみたい。1949年度の電力料金決

定に際して、日発及び配電会社はGHQ/SCAP・ESS70及び物価庁71に対して、総括原価に関する資料の提出及び要望事項を提出した。電気事業経営者会議は、「昭和二十四年度電気事業経営方針」及び「電気料金原価計算基準」案を公表し、それに基づいて、電気事業各社がそれに基づいて計算した結果、1949年度の電気料金は現行の2倍にするべきであるという主張をした72。その経費計算の中でも特徴的であるのは、減価償却の計算方法である。減価償却に関しては、「減価償却は資本の完全な再生産を行い得る金額を認めなければ自立経済とならない。之を資本の過渡的蓄積と解するものもあるが、過度に設備を酷使した電気事業の場合は其の回復を急ぐ必要がある。即ち再生産価格による定率法償却金を計上した」とあるように、減価償却金額が最も多くなると考えられる方法を採用している73。さらに、電気事業経営者会議は、6つの要望事項を表明している74。ここで、重要であるのは、第3点と第4点である。第3点については、十分な減価償却の実施を要求するものであり、第4点は修繕費を全額料金原価に含めることを求めるものである。

結局、1949年12月の電気料金改定の当たっては、電気事業経営者会議の主張する2倍の値上げは実現されず、その値上げ幅は、132%にとどまった。それでもなお、電気料金と日発の経営との関係で重要であるのは、インフレーションに伴う減価償却不足に対応する形での特別改修費として57.3億円(7年償却)及び特別修繕費42.6億円の料金原価への算入が認められた点(1948年6月料金改訂時)である75。これは、日発側からの要望に基づいて実行されたものであった。

さらに日発は、固定資産簿価を取得原価に基づく帳簿価額からインフレーションに伴って増加した再調達原価にまで切り上げる資産再評価を求め

た76。日発が資産再評価を求めた理由は、それによって減価償却金額が著しく上昇するとともに、「電気事業者の利得」の算定要素である事業財産の評価額が増加することによって、電気料金の値上げが可能となり、収益を改善させることにつながるためであった。「資産再評価法」第13条第1項において資産再評価の手続は、1950年8月31日までに実施されることになっていたが、「電気事業再編成令」附則第9項の規定により、日発及び9配電会社の資産再評価は認められなかった。結局、資産再評価は日発時代に実行されず、電気事業再編成後に実施されることとなる。

ここで、日発の固定資産簿価金額と固定資産再評価金額(時価金額)がどの程度乖離していたのかを表12を用いて分析したい。表12において、各期における固定資産再評価金額を推計している。会社もまた1950年3月末時点における固定資産簿価の再評価金額を計算しており、その金額は、2,287億6,500万円であった77。それに対して、推計における1950年3月末時点の再評価金額は、約2,470億円であることから、それほど大きな乖離はないものと判断する。

まず、表12において、固定資産再評価金額と固定資産簿価金額の関係を固定資産時価評価金額÷固定資産簿価金額で見ると、1940年3月期から1946年3月期までは、100%台で推移している。その後、その割合が上昇し、1947年9月期には激しいインフレーションの結果、2000%を上回った。ピークは、1948年9月期であり、その後減少している。その原因は、建設材料の物価指数自体は1951年3月期まで上昇し続けたが、1949年3月期から1951年3月期にかけて、固定資産の取得金額(≒設備投資金額)が急増した結果、古い決算期に取得した固定資産の全体に占める割合が低下したためである。

表 12 固定資産の時価比較と修繕費と減価償却不足額の関係

	時／簿	修 1	修 2	修 3	負／固
1940年3月	100.0%	—	315.2%	34.3%	—
1940年9月	114.7%	365.0%	64.1%	14.6%	35.0%
1941年3月	113.9%	391.6%	57.7%	13.8%	35.3%
1941年9月	119.3%	278.8%	58.1%	13.8%	36.4%
1942年3月	109.2%	303.7%	115.3%	12.9%	37.0%
1942年9月	110.2%	240.3%	49.3%	8.7%	39.3%
1943年3月	109.7%	307.0%	54.3%	10.1%	40.2%
1943年9月	114.8%	195.0%	54.9%	10.0%	43.0%
1944年3月	114.1%	237.4%	62.2%	11.5%	43.8%
1944年9月	130.5%	126.9%	63.7%	12.5%	41.7%
1945年3月	128.8%	166.6%	69.2%	14.5%	42.4%
1945年9月	182.6%	57.2%	47.8%	11.6%	33.1%
1946年3月	179.7%	76.4%	49.2%	13.0%	33.6%
1946年9月	740.7%	20.4%	28.2%	9.8%	9.1%
1947年3月	718.9%	—	30.1%	11.8%	9.1%
1947年9月	2092.7%	12.5%	28.6%	10.5%	3.1%
1948年3月	1784.8%	28.3%	36.7%	13.8%	3.2%
1948年9月	2748.2%	46.4%	70.2%	26.7%	2.2%
1949年3月	1726.5%	102.8%	76.2%	29.1%	2.3%
1950年3月	1304.6%	63.6%	91.5%	33.5%	2.6%
1951年3月	700.2%	116.9%	138.6%	48.6%	4.7%

注：①時／簿—固定資産時価評価金額÷固定資産簿価金額

修 1—(修繕費+特別改修工事勘定償却)÷(減価償却金額×時／簿—減価償却金額)

修 2—(修繕費+特別改修工事勘定償却)÷{(前期末固定資産時価評価金額+当期末固定資産時価評価金額)
×推定定額法償却率(年2.2%)—減価償却金額}

修 3—(修繕費+特別改修工事勘定償却)÷{(前期末固定資産時価評価金額+当期末固定資産時価評価金額)
×推定定率法償却率(年5.6%)—減価償却金額}

負／固—(有利子負債簿価金額—有利子負債時価評価金額)÷(固定資産時価評価金額—固定資産簿価金額)

②固定資産時価評価金額の計算方法は、次の通り。

各決算期において、取得した固定資産金額を貸借対照表及び損益計算書から算出する。

その上で、各年度の物価水準の変動を調整したもの(実質ベース)を合算している。

なお、各期の減価償却金額については、取得年度が古い固定資産から償却したものとみなして、計算している。

また、物価は大川他編『長期経済統計8物価』209頁の建設材料の物価指数を使用している。

③推定定額法償却率及び推定定率法償却率は、会社が計算した1950年3月末の再評価金額に対する年間所要償却金額の割合を使用している(『日本発送電社史—業務編—』115頁)。

④有利子負債は、社債、長期借入金及び短期借入金をさす。

有利子負債時価評価金額の計算方法は、次の通り。

N年の有利子負債時価評価金額=(N年の負債簿価—N-1年の負債簿価)

+ (N-1年の負債簿価—N-2年の負債簿価)÷N年の物価指数×N-1年の物価指数

+ …

出所：『日本発送電社史—業務編—』、大川他編『長期経済統計8物価』209頁より作成。

以上から、日発が主張した通り、再評価固定資産金額を基に計算した減価償却金額に比べて、実際に実施された帳簿簿額に基づく減価償却金額は、著しく小さく、償却不足が生じていたといえ

よう。しかし一方で、大橋英五は、日発の減価償却不足は、多額の修繕費の計上及びインフレーションに伴う実質的な利子負担の減少によって補填されていたと主張している⁷⁸。そのため、まず

修繕費に関して、表12で修繕費が減価償却不足をどの程度補っていたと考えられるかについて検討した。検討にあたって、修繕費／減価償却不足額の割合を、①実際の減価償却金額に時価簿価比率を乗じることで算定する方法（表12の修1）、②会社が1950年3月末を対象に算出した推定定額法償却率（年2.2%）を基に算定する方法（表12の修2）、③会社が1950年3月末を対象に算出した推定定率法償却率（年5.6%）を基に算定する方法（表12の修3）の3つの方法から算出した。その結果、修1では1945年9月期より1948年9月期まで、修2では1942年9月期より1950年3月期まで、修3では全ての決算期で償却不足を修繕費で補填できなかったことが判明する。各年度累計で見ても、修繕費のみでは減価償却不足を補填できなかった。

次に、インフレに伴う実質的な利子負担の減少については、大橋は「(日発の)支払利息が総費用に占める割合は、一九四二年当時には二〇%前後であったが、四七年、四八年には三一四%にも低下している。しかも、一方では負債額(長期、短期負債合計)は戦中、戦後をとおして増大してきている。すなわち、資産合計に対する負債額の割合は、一九四一年には四五%、四三―四四年には六〇%前後、四七―四八年には八〇―九〇%にも上昇した。それにもかかわらず、支払利息の総費用に占める割合は顕著に低減していた。以上の状況は、インフレーションによって実質的な利子が低下していたことを示すものであって、同様のことが債務の返済にあっても生起していたことはいうまでもない。」と言及している⁷⁹。上記の大橋の主張に対して、筆者は負債比率の上昇及び支払利息の総費用に占める割合の低減は、優遇的な日発向け政策金利による部分が大きいと考える。すなわち、第2節で既に分析した通り、日発社債

の最優遇条件での発行と復金及び見返資金という金利の低い政策資金の投入が大橋の言及した現象を生じさせた1つの重要な要因であった。その点自体は、インフレとは直接の関係はない。さらに、有利子負債再評価に伴う債務の減少金額と固定資産再評価に伴う増加金額との関係性を表12から考察する。表12から、債務の減少金額は固定資産再評価に伴う増加金額に比べて小さいことが判明する。上記結果になったのは、第一次国家管理及び第二次国家管理における日発の固定資産取得は、既存電気事業者による現物出資であったことによるものである。

表12に対する分析結果を総括すると、戦後における修繕費の増額や負債の実質価額の減少は、インフレに伴う固定資産の再調達原価の上昇やそれに伴う減価償却不足に対して、完全には補充することはできなかったと評価できる。その根本的な解消策は、日発が主張した通り、資産再評価に基づく減価償却金額の増額にあったといえよう。中瀬が指摘した通り、一連の電気料金の値上げは、1949年12月の料金改定まで日発の経営を直接改善するには至らなかった⁸⁰。しかし、費用計算に基づいて電気料金が改訂される総括原価方式の本格的開始は、電力会社がどのような会計処理方法を選択するのかという問題が電気料金の設定と直結するようになったことを意味するのである。

(3) 「含み資産」問題

戦後の日発の電気料金と予算制度及び会計処理を考える上で検討すべき事項として、1951年1月に発生した「含み資産」問題がある。問題が発生したきっかけは、1950年11月に総裁に就任した小坂順造が、1951年1月17日に36億円の含み利益が石炭代及び修繕費の未払金として計上され、その分利益が圧縮されていたという声明を発

表したことにある⁸¹。この事態に対して、当時の所管官庁であった公益事業委員会は、若林監査班長ほか3名の計理士を日発に派遣して、帳簿の徹底調査を実施するとともに、配電会社の経理についても調査を行うこととなった⁸²。

「含み資産」問題の結果、電力料金の値上げに対する厳しい意見が続出した。まず、読売新聞の社説は、次の3つの要望を挙げている⁸³。1つは、調査を徹底的にやってもらいたいという点である。すなわち、30数億円の資金が浮いた本当の理由と「含み資産」にしておいた理由である。2点目は、「含み資産」の用途に関する点である。社説は、電源開発資金または異常渇水のための準備積立金に充当するべきであるという提案をしている。3点目は、この機会に現在の電気料金が適切かどうかを再検討してもらいたいという点である。現時点の料金制度が妥当かどうかに関して、判断がつかない。そのため、消費者の疑念を解消する上からも、もっと科学的な検討が必要であるとしている。消費者側からも、豊水の結果、利益があれば速やかに正直公表すべきであるし、渇水のための値上げが必要であれば、速やかに赤裸々に消費者に訴えるべきであるという意見⁸⁴や、「キット電力もかくしてあると思います—消費者」という投書⁸⁵が確認できる。このような状況から、首藤新八通産政務次官は、今回の問題を機会に電気料金を下げて消費者の負担を軽くするとともに、産業合理化を実施するべきであると主張した⁸⁶。

「含み資産」問題は、参議院の委員会でも取り上げられた。第10回国会の参議院電力問題に関する特別委員会において、1951年1月31日、2月3日、2月16日の3回にわたって、「日本発送電株式会社の含み資産に関する件」が議論された⁸⁷。

まず、1月31日に、松本丞治公益事業委員会会長が、「含み資産」の1つの原因として、「当時まで単価の未定のものが多かった、一番大きいのはやはり石炭の単価がしっかりわかっていない。すでに使ってしまったたり、或いは買ってしまった石炭の量はわかっておっても、単価がきまっていない。そこで前の高い時分の値段で単価を、未払金ですか、或いは買掛金ですか、買掛金として上げていた。」ためであると説明した⁸⁸。それに伴う利益は、約17億円であった。もう1つの原因は、「非常な豊水のために、本当に石炭が予定していたものが要らなかったということ」であった。

買掛金及び未払金の帳簿金額と実際あるべき金額の差額は、1949年度分が13億8,124万3,000円、1950年度上期分が18億9,191万円、合計32億7,315万3,000円であった⁸⁹。この部分が、「含み資産」に該当するものであり、現預金形でプールされていたこととなる。内訳で最も金額が大きいのが、石炭費にかかるものであり、1949年度分が9億3,362万4,000円、1950年度上期分が8億7,113万3,000円であった。その原因は、1949年度分については、1949年上期平均購入単価である3,772円で計算していたが、実際は3,255円であったこと、上期の実際平均単価は2,799円21銭であったが、プール計算において使用した3,451円6銭という単価を使用したことにあった。

買掛金及び未払金の予実差額に関連して、特別委員会の委員は、「去年の原価計算のときのいわゆる予定決算、予想決算といいますが、その中にいれた石炭の消費量と、実績との間に幾ら差額が出たのか、それをはっきりして頂きたい。それだけで殆んどこの問題は解決すると私は思う。」として予算と実績の差異を説明するように要求した⁹⁰。

委員側からの要求に対して、政府は2月3日と

2月16日において、1949年度第4四半期の予算と実績の差異原因を説明している（表13）。まず、電灯電力収入の予算設定に関して、「物価庁並びに経済安定本部の需給計画をきめました際に見込みましたものを基礎に」計算している⁹¹。水力発電量に関しては、「過去六カ年間の平均による、これは八カ年をとりまして最高、最低を控除いたしました六カ年の平均によって供給力を」見ている⁹²。その上で、予算と実績の差額が表13のように約66億円になった理由として、異常な豊水による発電コストの減少と電気料金改訂の2つを挙げている。予算経費については、「物価庁の電気料金改訂に際しまして見込みました一年分の経費予想を四で割りました一・四半期分を想定をして支出したものである⁹³。石炭費について、政府は、火力9億4,900万kWhを見込んで90万トンの石炭を見込んだものが、実際には、74万2,000トンで済んだために、予算と実績の金額に差が発生したと説明している。

以上の政府の説明に対して、特別委員会の委員は、公益事業委員会に対して、次の提言を行った⁹⁴。通常の事業では予算と実際が30数%も乖

離するのはありえないが、電力事業の場合、異常豊水によって乖離が発生する結果となった。その上で、この利益を「今後九つの会社に分割した場合渇水準備積立金ということに全部してしまうことがいいのか、或いはこういう一時的な短期の利益に対しては、電灯料金の切下げにこれの一部分を充当するということがいいのか」を考えるべきであり、こういうところをはっきりしておかなければ今後非常にやりにくくなり、国民諸君も納得しないと総括した。事実日発において、1939年9月期から1951年3月期まで渇水準備金が計上されることはなかった⁹⁵。

一連の日発「含み資産」問題から、総括原価に基づく電気料金改訂が行われるようになった結果、適切な会計処理が消費者から電力会社へ求められるようになったことが判明する。また、電力会社にとって予算策定と予実差異分析が重要である一方で、予算と実際が乖離しやすかったため、乖離を調整する会計処理が必要であると考えられていた。そして、このような会計処理が、電気料金値上げの際における電気消費者の理解を得る上で重要であった。それに対応して、1951年3月

表 13 電力問題に関する特別委員会において説明された予算及び実際金額

項 目	予 算 金 額	実 績 金 額	実績—予算	備 考
電灯電力収入 (円)	13,800,000,000	20,360,000,000	6,560,000,000	2月16日時点
電灯電力収入 (円)	13,790,000,000	20,421,000,000	6,631,000,000	2月3日時点
水力発電量 (kWh)	5,800,000,000	8,000,000,000	2,200,000,000	2月16日時点
水力発電量 (kWh)	6,143,000,000	8,277,000,000	2,134,000,000	2月3日時点
火力発電量 (kWh)	1,090,000,000	1,149,000,000	59,000,000	2月16日時点
火力発電量 (kWh)	949,000,000	886,000,000	-63,000,000	2月3日時点
販売電力量 (kWh)	4,728,000,000	6,017,000,000	1,289,000,000	2月16日時点
販売電力量 (kWh)	4,945,000,000	6,043,000,000	1,098,000,000	2月3日時点
石炭消費量 (t)	900,000	742,000	-158,000	2月16日時点
石炭消費量 (t)	900,000	742,000	-158,000	2月3日時点
石炭費 (円)	?	?	-880,000,000	2月16日時点

出所：「第二十五部 電力問題に関する特別委員会会議録」第3号より作成。

に制定された「電気事業会計規則」第15条に渇水準備引当金に関する規定が設けられるとともに、1951年11月に公益事業委員会告示第8号「公益事業委員会細則第1号渇水準備引当金引当等に関する基準」によって、引当及び取崩の方法が定められた。

「含み資産」問題は、所管官庁による監督体制も変化させた。所管官庁は、戦後も引き続き日発に対する決算監査を実施していた。1949年3月期から1951年3月期までの期間における決算監査の実施が確認できる⁹⁶。所管官庁は監査に先立ち、四半期ごとの社債及び借入金明細表、月次決算書類の入手によって、経営実態の把握に努めていた。決算監査にあたっては、事前に会計処理について指導を行うとともに、監査の結果としての改善事項を指摘していた。しかし、日発及び配電会社すべてに対して、決算監査が実施されていたわけではなかった。1949年度上期には一部の配電会社に対する監査が実施されず、1950年度上期においても日発、関東、関西、中国、四国の5社に対してのみしか監査が実施されなかった。「含み資産」問題に伴って、1951年4月から5月にかけて、監査班を編成し、全社の1950年度下期決算に対する監査が実施された。さらに、9電力会社が誕生した最初の決算である1951年度上期決算においては、「電気事業決算監査要領」が作成され、それに基づいて監査が実施されたのである。

5. おわりに

本稿では、総括原価方式による料金認可制度が、日発の企業統治にもたらした変化を会計行動の側面から考察した。その結果、次の諸点が明らかになった。

日発の資金調達を中心は、1945年8月までは社債、1945年9月以降は借入金であった。国営電力会社であった日発では、1945年8月までの社債は政府保証付であったこと、1945年9月以降の借入金の主な借入先は、復金及び見返資金であったことから分かる通り、資金調達における政府との関係性が確認できる。また、社債発行及び1947年3月期までの借入れにおいて、興銀が重要な役割を果たした。しかし、興銀の日発に対するモニタリングと経営介入は、その権限が政府によって停止され、政府の監督に委託することとなった。

戦時期には、日発は予算制度を構築し、検査官による決算監査手続の中心が、予算と実績の差異分析や不明な点に対する質問であったことから分かる通り、日発の予算制度に対する政府の関心は高かったが、予算が電気料金に反映されることはなかった。すなわち、電気料金は戦争遂行の関係から低位に抑えられ、そのかわり政府補給金という形で、日発に対する損失補てんが実施されたのである。

戦後においては、政府補給金の廃止に伴い、電気料金の値上げが実施された。本稿との関係で重要であるのは、遅くとも1947年以降、電気料金の決定が費用計算とリンクするようになった点である。それは、値上げの根拠として会計上の問題が関係するようになったことを意味する。減価償却方法として定額法を採用するのか、定率法を採用するのかという選択、総括原価に含める修繕費の範囲の程度問題、資産再評価実施の有無が、電力会社の収益性に直接影響を与えることとなった。そのため、当該期の日発は、しばしば政府に対して相対的に低い電気料金の値上げの根拠として会計処理上の要求を行っていたといえよう。一方で、総括原価額の増加に基づく電気料金の値上

げにより、消費者は電力会社に対して電気料金決定の基礎となる総括原価の適正な計算を求めようになり、政府による電力会社に対する監査体制の強化も合わせて実施されていったのである。

1951年5月1日の電気事業再編成に伴い、日本の電気事業は民営9電力体制という現在のシステムに再編成された。9電力会社の企業統治が、電気料金認可制度の下でどのように展開していったのかについては、今後の課題としたい。

注

- 1 橋川武郎『日本電力業発展のダイナミズム』名古屋大学出版会、2004年、167頁。
- 2 同上、168頁。
- 3 小林健吾『予算管理発達史—総合的利益管理への道—』（増補改訂版）創成社、1994年、138・139・141・142・179・180頁。
- 4 須田一幸『財務会計の機能：理論と実証』白桃書房、2000年、57頁。
- 5 R. L. Watts & J. L. Zimmerman “Positive accounting theory”, Prentice-Hall, 1986（須田一幸訳『実証理論としての会計学』白桃書房、1991年）、邦訳243頁。
- 6 日発に関する代表的な業績として、栗原東洋編『現代日本産業発達史Ⅲ 電力』交詢社、1964年、306-356頁、坂本雅子「電力国家管理と官僚統制」『季刊現代史』第5号、1974年、200-202頁、松島春海「日本発送電株式会社の形成過程—戦時電力統制と日本発送電株式会社法の成立—」『社会科学論集』第35号、1975年、193-262頁、橋川武郎『日本電力業の発展と松永安左エ門』名古屋大学出版会、1995年、201-216頁、『日本電力業発展のダイナミズム』167-207頁、中瀬哲史『日本電気事業経営史—9電力体制の時代—』日本経済評論社、2005年、63-134頁、東京電力株式会社『関東の電気事業と東京電力—電気事業の創始から東京電力50年への軌跡—』2002年、501-573、670-680頁、中部電力電気事業史編纂委員会『中部地方電気事業史』上、1995年、336-340、370-377、429-433頁、北陸地方電気事業百年史編纂委員会『北陸地方電気事業百年史』1998年、357-361、409-414、492・493、498-500頁、関西電力五十年史編纂事務局『関西電力五十年史』2002年、180-182、185-188、198・199、214-217、222・223頁などが挙げられる。
- 7 若林茂信・斉藤進『電気事業会計』社団法人日本電気協会、1955年、914-921頁。
- 8 同上917頁。
- 9 同上。
- 10 複利償却法については、拙稿「両大戦間期日本の電力外債と外債発行電力会社の減価償却行動」『歴史と経済』第216号、20頁参照。
- 11 同上。
- 12 同上26頁。
- 13 同上21-23頁。
- 14 戦時期とは、1939年9月期より1945年9月期を指し、戦後期とは、1946年3月期より1951年3月期をさす。
- 15 東京電力『関東の電気事業と東京電力』565頁、「日発会社法改正案内容」『読売新聞』1941年1月31日。
- 16 通商産業大臣官房調査統計部編『通商産業省年報—昭和二五年度—』奥村印刷出版部、363・364頁。
- 17 『日本発送電株式会社第21回報告書』「第五利益処分」。
- 18 通商産業大臣官房調査統計部編『通商産業省年報—昭和二五年度—』364頁。
- 19 日本発送電株式会社法（以下、日発法）は、『法令全書』を使用している。以下出てくる法令の出典も同様である。
- 20 日本発送電株式会社解散事業委員会編『日本発送電社史—業務編—』凸版印刷、1955年、15・16・20・21頁。
- 21 「資本金増減表」『日本発送電社史—業務編—』。
- 22 表2の場合、例えば、1941年9月期から1945年9月期までの間。
- 23 この内、1943年9月15日に発行された政府保証特第1回社債は、1943年3月に「外債償処理法」に基づく外債の借替債という点で、他の社債とは性質が大きく異なっている（『日本発送電社史—業務編—』172頁）。
- 24 政府保証枠は、1939年3月30日に5億円に設定され、1940年3月5日10億円、1942年3月6日15億円、1945年3月15日20億円に拡大された（同上153頁）。
- 25 シンジケート団、預金部その他、公募の3つによって、確実に社債の消化を進めるという方法は「三分主義」と呼ばれていた（日本興業銀行『日本興業銀行五十年史』大日本印刷、1957年、540頁）。
- 26 『日本発送電社史—業務編—』154頁。
- 27 「日発社債圧縮か 興銀全額承認に難色」『東京朝日新聞』1940年4月9日、「売残り社債に興銀単独

- で融資』『東京朝日新聞』1940年10月26日。
- 28 『日本興業銀行五十年史』782頁。
- 29 『日本発送電社史一業務編一』124頁。
- 30 同上。
- 31 志村嘉一『日本公社債市場史』東京大学出版社、1980年、183頁。
- 32 日本興業銀行調査部『全国公社債明細表第24巻』1952年、2-5頁。
- 33 『日本公社債市場史』155頁。
- 34 『日本発送電社史一業務編一』24・25頁。
- 35 「有価証券届出書草案」（日発文庫・登録番号2039）。日発文庫は、電力中央研究所柏江図書室が所蔵する日発関係史料である。閲覧を快諾くださった電力中央研究所柏江運営センターの皆様には厚く御礼申し上げる。
- 36 同上。
- 37 「有価証券届出書」（日発文庫・登録番号4351）。
- 38 「米国対日援助見返資金貸付仮申請書の概要」（日発文庫・NHb1-B）。
- 39 「米国対日援助見返資金報告書 昭和25年4月分～26年4月分」（日発文庫・NHb1-B）。
- 40 拙稿「1930年代の国内金融機関と電力大手5社一配当政策・減価償却行動を巡って」東京大学社会科学研究所ディスカッションペーパーシリーズJ-199、東京大学社会科学研究所、2011年。
- 41 浅木慎一『日本会社法成立史』信山社出版社、2003年、476頁。
- 42 『日本発送電社史一業務編一』106頁。
- 43 「経理事務要覧 経理部会計課昭18、22」（日発文庫・NHb1-K）
- 44 同上。
- 45 「収支予算表」（日発文庫・登録番号6720）。
- 46 月次別の予算は、1941年6月～8月、1941年10月～1942年2月、1942年10・11月、1943年6月において確認できる（「収支予算表」）。
- 47 「発送電収支調査」（日発文庫・登録番号0871）。
- 48 小林『予算管理発達史』296頁。
- 49 同上。
- 50 東京電力『関東の電気事業と東京電力』565頁。
- 51 中瀬『日本電気事業経営史』107頁。
- 52 「自昭和拾五年度至昭和拾九年度発送電会社販売電力原価概算大綱」。この史料は「発送電収支調査」の史料群の一部である。
- 53 「電気料金引上方を要求」『大阪毎日新聞』1940年5月31日。
- 54 同上。
- 55 「日発の豊富低廉に『紡連』一矢を酬ゆ」『大阪時事新報』1939年5月10日、「電気料金の値上 紡績、化学工業で問題化」『東京朝日新聞』1939年6月2日。
- 56 大川一司・篠原三代平・梅村又次編『長期経済統計8物価』東洋経済新報社、1967年、134・211頁。
- 57 東京電力『関東の電気事業と東京電力』565頁。
- 58 (発受電量－販売電力量)÷発受電量
- 59 東京電力『関東の電気事業と東京電力』564頁。
- 60 若林・斎藤『電気事業会計』385・386頁。
- 61 同上、385-387頁。
- 62 「発送電会社監理官決る」『読売新聞』1939年3月31日。
- 63 日発文庫・登録番号5429
- 64 「昭和十四年度常務理事会議事要綱」。
- 65 「決算監査資料」（日発文庫・登録番号3899）。
- 66 橘川『日本電力業発展のダイナミズム』167・168頁。
- 67 「決算監査資料」。
- 68 東京電力『関東の電気事業と東京電力』、670頁。
- 69 若林・斎藤『電気事業会計』386・387頁。
- 70 「24年度 原価計算資料(卸売料金)」（日発文庫・登録番号4301）。
- 71 「昭和23年度日発卸売料金の計算に就て」（日発文庫・登録番号0300）
- 72 「24年度 原価計算資料」。
- 73 同上。減価償却の基礎となる固定資産の評価について、簿価と再生産価格（再調達原価）、減価償却方法について、定額法と定率法の各組合せにおいて、最も減価償却金額が大きくなるのは、再生産価格及び定率法の組合せである。
- 74 6つの要望事項は、次の通りである。
- 「1. 経済政策に基いて物価の全面的改訂が行はれない場合に於ても電気料金は改正を希望する。(注 電気料金が各種生産物価格に占める割合は概ね僅少であること。各生産物の原単位電力量を平常時の割合に復帰することによって電気料金の改定は一般産業の物価に影響を及ぼさない。)
 2. 石炭を原料とする電気料金は石炭を通して行われる価格の騰貴は極力排除を希望する。
 3. 電気事業は資本の事業即ち生産増強は巨大な新規投資を必要とし、其の金額を一般市場に待つことは困難であり、或程度の自己蓄積資本を認められたいこと。之は今日の状態に於て巨大な資本を長期に固定させることを必要とする。電気事業を健全な状態に保つためには是非必要な措置であり従ってこれに対しては免税の取扱をなすこと。
 4. 現有設備は少くとも現在入手する物価で補修し得る修繕費を経費を以て支弁したいこと。修繕費の相当額（45%）を赤字借入する様な現状は

- 改めたいこと。（注 現在経費支弁 67 億 5、赤字支弁 57.5 億計 125 億円今回は此の金額を経費支弁とする。）
5. 増資を必要とし設備稼働率 100%以上の電気事業には配当復活を認められたい。
6. 一般経費は徒に削減することなく是非最低の所要額は認められたいこと。（以上）」
- 75 『日本発送電社史—業務編—』113・114 頁、栗原編『電力』473 頁。
- 76 『日本発送電社史—業務編—』113・114 頁。
- 77 同上 115 頁。
- 78 大橋英五『独占企業と減価償却』大月書店、1985 年、111-114 頁。
- 79 同上 113・114 頁。
- 80 中瀬『日本電気事業経営史』128-131 頁。
- 81 「寝ていた三十六億円」『朝日新聞』1951 年 1 月 18 日。
- 82 「日発含み益資産調査」『読売新聞』1951 年 1 月 23 日。
- 83 「社説 電気料金制を再検討せよ」『読売新聞』1951 年 1 月 23 日。
- 84 群馬・三木金三郎一社員「声 日発含み益」『朝日新聞』1951 年 1 月 24 日。
- 85 「含み資産」『読売新聞』1951 年 1 月 20 日。
- 86 「料金下げべし」『読売新聞』1951 年 1 月 19 日。
- 87 「第二十五部 電力問題に関する特別委員会会議録」第 2 号～第 5 号、『参議院委員会会議録』臨川書店、1991 年、マイクロフィルム版、R19。
- 88 同上第 2 号、13 頁。
- 89 同上第 3 号、1-2 頁。
- 90 同上第 2 号、14 頁。
- 91 同上第 3 号、4 頁。
- 92 同上。
- 93 同上。
- 94 同上、6・7 頁。
- 95 「年度別貸借対照表（貸方の部）」「年度別損益計算書」『日本発送電社史—業務編—』。
- 96 通商産業大臣官房調査統計部編『通商産業省年報—昭和二四年度—』254-256 頁、『通商産業省年報—昭和二五年度—』365 頁、『通商産業省年報—昭和二六年度—』330・331 頁。